

附属図書館本館展示室等運用要項

(平成28年9月1日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

(目的)

第1条 この要項は、附属図書館規則(平成28年島大規則第20号)第13条の規定に基づき、島根大学附属図書館本館(以下「本館」という。)の展示室及び展示ウォール(以下「展示室等」という。)の運用に関し必要な事項を定め、展示室等を使用した展示を行うことにより島根大学(以下「本学」という。)の教育、研究及び社会貢献活動に資することを目的とする。

(名称)

第2条 展示室等を使用した展示の総称として「地域コミュニティラボ」を冠することができる。

(展示対象資料)

第3条 展示室等で展示できる資料は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学術的資料及び教育的資料
- 二 本学の教育活動及び研究活動の成果
- 三 学生の課外活動の成果
- 四 その他本学の教育、研究及び学生の学習に資する資料で島根大学附属図書館長(以下「館長」という。)が認めたもの

2 前項各号の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは展示室等で展示できない。

- 一 法令及び公序良俗に反するもの
- 二 第7条に規定する許諾が得られないもの
- 三 販売促進等営利を追求することを主たる目的とするもの
- 四 布教活動又は団体への加入を勧誘することを主たる目的とするもの
- 五 その他館長が不適切と判断するもの

(展示室等を使用できる者の範囲)

第4条 展示室等を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学職員
- 二 本学公認の課外活動団体及び館長が認めた本学の学生団体
- 三 山陰地域に活動の拠点を置く各種団体

2 前項第3号の者が実施する展示は、本学附属図書館との共催で実施するものとする。

(使用申請及び使用許可)

第5条 展示室等の使用を希望する者は、島根大学附属図書館本館展示室等使用許可願(別紙様式1)により館長に申請し、許可を受けるものとする。

2 館長は、展示室等の使用許可にあたっては、展示目的、展示室等の使用状況及び展示室等の使用予定を考慮し、使用する展示室等及び展示期間を決定し、島根大学附属図書館本館展示室等使用許可書(別紙様式2)を申請者に交付するものとする。ただし、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しないことがある。

- 一 過去に本要項に反する行為を行っていた場合
- 二 申請内容に虚偽の記載があった場合
- 三 申請内容が第1条の目的に反すると認められる場合
- 四 展示しようとする資料が第2条第2項に該当する場合
- 五 その他館長が不適当と認めた場合

(使用期間)

第6条 展示室等の使用期間は、2週間までとする。ただし、展示室等の使用者（以下「使用者」という。）からの使用期間の延長の申し出により館長が使用期間の延長を認めた場合は延長することができる。

（展示時間）

第7条 展示室等の展示時間は、附属図書館利用細則（平成28年島大細則第8号）第6条に規定する開館時間とする。

（権利許諾）

第8条 使用者以外の第三者が所有権、著作権、肖像権その他の権利を有する資料を展示において使用するときは、使用者の責任において当該第三者から展示、展示解説への掲載及び展示にかかる広報資料への掲載の許諾を得るものとする。

（費用負担）

第9条 展示資料の運搬、展示解説の印刷・作成その他の展示に係る費用は使用者の負担とする。

（展示室等の条件）

第10条 展示室等の条件は別表に掲げるとおりとする。

（展示作業等）

第11条 展示資料の搬入、展示解説の印刷・作成、資料展示その他の展示に必要な作業は使用者が行うものとする。

2 使用者は、本館職員の指示に従い展示作業を行わなければならない。

3 展示室等は、いずれも本館職員による展示資料の監視は行わないものとする。

（展示に係る各種表示）

第12条 使用者は、展示にあたって、次の各号に掲げる事項を掲示等により表示するものとする。

一 展示会名及び主催者名並びに共催者があるときは共催者名

二 展示の趣旨解説

三 展示資料名及び資料解説

四 その他必要な事項

（個人情報の取り扱い）

第13条 個人情報取扱規則（平成17年島大規則第25号）第11条に基づき、第5条第1項の規定により個人情報を取得する際には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

2 館長は、前項により取得した個人情報を、あらかじめ明示した目的の範囲内で使用するものとする。

（使用者の責任）

第14条 展示された資料の内容に関する責任は、使用者が負うものとする。

2 使用者は、施設及び貸与した物品を破損したときは、修理又は同等品をもって弁償するものとする。

（免責事項）

第15条 展示資料が汚損又は破損したときは、本館はいかなる責任も負わないものとする。

2 本館は、展示によって発生した第三者とのトラブルに起因する損害に対していかなる責任も負わないものとする。

（協議）

第16条 展示に関して、使用者と本館の間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

附 則

この要項は、平成28年9月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年5月28日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。

島根大学附属図書館長 殿

島根大学附属図書館本館展示室等使用許可願

私は、貴館の展示室等を使用して展示を行いたいと思いますので、関係資料を添付して、次のとおり申請します。

なお、許可の上は、貴館の使用条件を遵守します。

団体名 部局 (部課名)		
代表者職・氏名	印	
担当者氏名・連絡先	氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-MAIL	
展示タイトル		
展示の概要／目的／ 展示する資料等		
希望する展示室等		
希望する展示期間		
備考		

*添付資料として次のものを添付すること。

- 1) 企画書
- 2) 団体の概要がわかる資料

※記入していただいた個人情報は、展示室等を運用する目的で使用します。取得した個人情報をこの目的以外のために使用し、又は第三者に提供することはありません。

(職員使用欄)

上記のとおり申請がありましたので、別紙許可書のとおり許可してよろしいか伺います。

館長	部長	課長	課長補佐	GL	情報サービスグループ

別紙様式2（第5条関係）

令和 年 月 日

殿

島根大学附属図書館長

島根大学附属図書館本館展示室等使用許可書

令和〇〇年〇月〇日付で依頼のありました島根大学附属図書館展示室等の使用については、下記のとおり許可します。

記

- 1 展示タイトル
- 2 使用する展示室等
- 3 展示期間
- 4 その他使用条件

別表 展示室等の条件（第10条関係）

名称	場所	広さ・大きさ	主要設備
展示室	1階交流ゾーン	面積51m ²	展示ケース（11台） 壁面ピクチャーレール
展示ウォール1	1階研究ゾーン	高さ2.3m × 幅6.3m	展示用アタッチメント 壁面ピクチャーレール
展示ウォール2	1階研究ゾーン	高さ2.3m × 幅3.1m	展示用アタッチメント 壁面ピクチャーレール
展示ウォール3	2階研究ゾーン	高さ2.3m × 幅6.3m	展示用アタッチメント 壁面ピクチャーレール
展示ウォール4	2階交流ゾーン	高さ2.3m × 幅4.4m	展示用アタッチメント 壁面ピクチャーレール